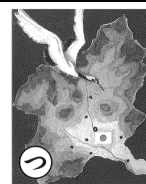




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和7年11月7日（金） 号 外 （第2号）

■ 目 次

告 示

○知事指定薬物の指定の失効（薬務課）

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第244号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年11月7日

群馬県知事 山 本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N－（2－メチルフェニル）－N－〔1－（2－フェニルエチル）ピペリジン－4－イル〕プロパンアミド（通称名 *ortho*-*Methylfentanyl*、*o*-*Methylfentanyl*）及びその塩類
- (2) 2－〔2－〔（4－エトキシフェニル）メチル〕－5－メチル－1H－ベンゾ〔d〕イミダゾール－1－イル〕－N，N－ジエチルエタン－1－アミン（通称名 *5-Methyletodesnitazene*、*Etomet hazene*）及びその塩類
- (3) 3－〔2－（ジメチルアミノ）エチル〕－1H－インドール－4－イル＝プロピオナート（通称名 *4-Propio-DMT*）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和7年11月8日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。